

# 国立大学法人東京外国語大学総合文化研究所規程

(平成14年 4月 1日)  
制 定

改正 平成16年12月28日規則第235号

(設置)

第1条 東京外国語大学に学内附属施設として総合文化研究所(以下「研究所」という。)を置く。

(目的)

第2条 研究所は、日本を含む世界諸地域の文化、文学、芸術、人間科学等の伝統と現状を総合的かつ複合的視点から研究調査し、地球社会時代における新たな世界像の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、次の事業を行う。

- (1) その目的を達成するための研究・調査
- (2) 研究・調査に必要な文献及び資料の収集
- (3) 研究成果の刊行及び公開
- (4) 研究会、講演会、公開講座、講習会等の開催
- (5) その他研究所の目的を達成するための事業

(研究グループ)

第4条 研究所は、必要に応じ研究グループを置くことができる。

(所員等)

第5条 研究所に所員を置く。

- 2 所員は、本学の教員である者とし、本人の申出に基づき所員総会においてその資格を承認する。
- 3 研究上必要があるときは、所員総会の議を経て所員以外の者を任期を定めて特別研究員とすることができる。

(所長)

第6条 研究所に所長を置く。

- 2 所長は、研究所の事業を統括する。
- 3 所長は、所員総会において互選により選出し、学長がこれを任命する。
- 4 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(幹事)

第7条 研究所に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、所員総会において所員の互選により選出する。
- 3 幹事の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 幹事は、所長を補佐し、研究所の業務を処理する。

(所員総会)

第8条 研究所の研究及び運営に関する重要事項を審議するため所員総会を置く。

2 所員総会は、所長が招集する。

3 所員総会に関し必要な事項は、別に定める。

( 規程の改正 )

第9条 この規程の改正は、所員総会の議を経て教育研究評議会の承認を得るものとする。

( 細目 )

第10条 この規程に定めるもののほか、研究所に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て定める。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に所員である者は、第5条第2項によりその資格を承認されたものとみなし、現に所長である者は、第6条第3項により任命されたものとみなす。この場合において当該所長の任期は、なお従前のとおりとする。

3 東京外国語大学外国語学部附属総合文化研究所規程(平成8年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。